

手術に関する事項について

「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術」（令和6年厚生労働省告示）により該当する手術の実施件数（令和7年1月1日から令和7年12月31日の間）は以下のとおりです。

◆黄斑下手術等（区分1・イ）	777件
黄斑下手術	1件
硝子体茎頭微鏡下離断術	744件
増殖性硝子体網膜症手術	17件
眼窩内異物除去術	4件
眼窩内腫瘍摘出術	1件
眼筋移動術	10件
◆鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等（区分2・ウ）	101件
涙嚢鼻腔吻合術	101件
◆角膜移植術（区分2・才）	0件
角膜移植術	0件
◆上顎骨形成術等（区分3・ア）	0件
顔面神経麻痺形成手術	0件